

行政視察報告書

平成30年7月6日

吳市議会議長 殿

吳市議会議員

平岡 正人

梶山 治孝

渡辺 一照

石崎 元成

神田 隆彦

林田 浩秋

谷 恵介

次のとおり行政視察したので報告します。

1. 観察期日

平成30年6月27日（水）、28日（木）、29日（金）

2. 調査項目

北海道苫小牧市	手話言語条例について
	福祉トイレカーについて
北海道恵庭市	読書のまちづくりについて
北海道札幌市	オリンピアンズキャラバンについて
	地域開放スポーツ施設について

3. 参加議員

平岡議員、梶山議員、渡辺議員、石崎議員、神田議員、林田議員、谷議員

4. 随行者

議会事務局主事 磯本 勇人

北海道苫小牧市

■調査項目

福祉トイレカーについて

手話言語条例について

・調査対応者

苫小牧市福祉部障がい福祉課 山田 隆子 課長

苫小牧市福祉部障がい福祉課 稲場 和宣 課長補佐

・調査期日

平成30年6月28日（木）午前9時30分～午前11時20分

・苫小牧市の概要

人口：172,601人

世帯数：87,419人

・調査目的

手話は言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及びその普及によって、手話を通じてろう者とろう者以外の者が相互に人格及び個性を尊重し合い、共生することができる地域社会の実現に寄与することを目的に整備した取り組みについての調査です。

福祉トイレカーは、障がいのある方や高齢者などの車いす利用者が外出時のトイレの確保に大きな悩みを抱えていることを背景に整備した福祉車両であり、市の主要なイベントや、町内会の催事やスポーツ大会などに出動し、車いす利用者などトイレに不便を感じている方々の支援を行うことを目的に整備した取り組みについての調査です。

・調査内容

【苫小牧市からの説明】

手話言語条例については、条例制定までの経緯として、手話は音声言語とは異なる言語であり、ろう者にとって他者と意思疎通を図る欠くことのできないものですが、多くのろう学校で手話の使用が事实上禁止されるなどの権利を制限される歴史がありました。また、音声言語をそのまま手話にしても慣用句表現などは伝わらず、手話独特の表現で翻訳する必要があります。単純に五十音を手話に翻訳すればいいわけではありません。こうした中、条例の制定に向けて2年の歳月をかけて取り組んでいきました。

平成28年は「ふくし大作戦!!2016」事業として、条例制定に向けての市民の気運を高めることを目的に手話グループ活動を開始し、積極的に手話講座を紹介していきました。

平成29年は「ふくし大作戦!!!2017」事業として、2月の定例市議会に条例の制定を提案し、苫小牧市手話言語条例が制定されました。その後、手話への理解を広める活動として、6月には条例制定記念イベントの人形劇「森と夜と世界の果てへの旅」を開催したり、10月には「世界共通手話“アーラブユー”アート展&手話イベント」を開催したりしています。

条例を制定したばかりなので、今後力を入れて周知していきたいとの説明がありました。

福祉トイレカーについては、障がい者を中心とした車椅子使用者の社会参加の促進を主な目的に市の公用車として1台整備し、市内で実施される祭りなどの集客性の高いイベントに出動している全国初の取り組みです。車両価格は約1,860万円であり、大きさは貨物自動車程度で小回りがきくサイズですが、車内は車椅子使用者が方向転換できる広々としたスペースが確保されています。最大の特徴として、車内にバイオトイレを搭載しており、水の代わりにおがくずを使い微生物の力を利用して排泄物の分解を行います。水を一切使わないので、節水できる上に冬に凍結する心配もありません。また、使用済みのおがくずは臭いもなく、農業の肥料として使うことができるので環境性能にも優れています。その他には、車椅子に乗ったまま乗車できるリフト、車内エアコン、発電機、蓄電池や太陽光パネルなどの装備を搭載しており、さまざまな場面や場所で運用ができるようにしています。

今後は出動範囲を広げ、全国的なバリアフリー意識やユニバーサルデザインの普及、注目度の上昇を期待しているとの説明がありました。

以上です。

【質疑応答】

問 聴覚障害者の事務局はどこに設置していますか？

答 事務局の常設はしていません。現在、建物の一部に設置することを目標に動いています。

問 呉市では本会議で手話通訳者に手話を依頼する場面がありますが、手話通訳者の活動する場所が少ないので現状です。苫小牧市ではどのような活動の場がありますか？

答 苫小牧市福祉ふれあいセンターが主な団体の活動の場となっています。また、関係団体等での手話講座やイベント等を行っています。

問 条例を制定して1年が経過して、市民の意識は変わりましたか？

答 そんなに実感はありませんが、手話講習会では当日早朝には申し込みが満員になるので、関心は高まっていると思います。また、市の職員向けの研修が増えたので、市の職員の手話普及への意識が変わってきていると感じています。

問 一般市民に向けた今後の周知方法等はどう考えていますか？

答 現在、ろう者の職員が1名おり、専任通訳者を2名配置しています。その3名に聞いてみても一気に周知することは無理だと言われています。周知の場を広げて徐々に浸透させていくしかありませんが、年間10校の小学校の総合学習において手話講座を行うことで効果があらわれてきていると思っています。また、手話サポーター養成講座を開設していく予定なので、今後更なる周知ができるように考えています。

問 市の障がい者人数は？

答 約1万人と認識しています。

問 福祉トイレカーの利用率はどれくらいですか？

答 平成29年度は34回出動し、利用人数は1,892人でした。そのうち、車椅子利用者は35人でした。

問 予算はどれくらいですか？

答 委託事業であり、年40回の出動を見込んで500万円の予算をつけています。

【吳市での展開の可能性】

吳市においても手話言語条例を制定する場合は、関係機関等と協議を行い、納得のいくものを作り上げていく必要があると思います。しかし、もし条例制定することになれば、制定後の周知方法を事前によく考えておくべきだと思います。

福祉トイレカーについては、吳市においても導入検討の余地はあると思います。車椅子使用者は障がい者のみでなく高齢者もいるので、さまざまな場面でトイレのことが気になって外出を控えている人の助けとなる可能性を大いに秘めています。福祉への意識を変えるという意味でも導入を検討する価値はあると思います。

北海道恵庭市

■調査項目

読書のまちづくりについて

・調査対応者

恵庭市議会 長谷 文子 副議長

恵庭市教育委員会教育部読書推進課 黒氏 優子 課長

恵庭市議会事務局主任主事 皆越 淳子 主任主事

・調査期日

平成30年6月28日（木）午後13時30分～午後15時

・恵庭市の概要

人口：69,613人

世帯数：33,063人

・調査目的

恵庭市では、ブックスタート事業や市内小中学校に学校司書を配置するなど読書を中心とした先進的なまちづくりを行っており、子どもの読書率も上昇しています。そのため、先進地における取り組みを研究し、まちづくりに読書を効果的に取り入れていくための調査です。

・調査内容

【恵庭市からの説明】

恵庭市立図書館は本館以外にも分館とブックステーションが2つずつ存在し、図書の取り寄せ、貸し出し機能のほか、子育て機能等を備えた複合公共施設となっています。図書館をいくつも建てられるわけではありませんので、図書の取り寄せできる施設の拡充に力を注いでいます。

図書館本館が平成4年に完成するまで、北海道内41市のうち恵庭市にだけ図書館がありませんでした。平成2年に図書館シンポジウムを開催し、市民からの意見を集め、希望に寄り添った図書館を建てました。恵庭市立図書館は建物自体の評価が高くさまざまな建築賞を受賞しています。また、館内は車椅子がゆったりとすれ違えるくらい書架間のスペースがとられています。住宅街にある図書館ですが、館内から庭が見渡せるようになっており、一日中くつろげることをコンセプトに建てられています。

図書館建設当初は多くの子どもたちが訪れて本を借りていましたが、10年ほど経過すると子どもたちが本を読む機会が減っていました。全国的にも読書率の減少傾向が見られたため、政府が西暦2000年を「子ども読書年」、4月23日を「子ども読書の日」と定め、子どもの読書推進に動き出しました。

子どもたちがどういった読書活動をしているのか調査したところ、本をよく読む子どもたちは小さな時から両親や身近な人から読み聞かせをよくしてもらっていたことがわきました。また、学校の図書館には自分たちが読みたい平成の本はあまり無く、昭和の本ばかりであまりおもしろくないとの意見が多く出ました。こうして、子どもたちの年代に応じたサポートをするため、平成12年に全国に先駆けて「ブックスタート」事業を始めました。恵庭市のブックスタート事業では、9～10ヶ月の赤ちゃん検診の際に絵本をプレゼントし、母親に読み聞かせをしてもらおうという試みです。ブックスタート事業を始める前は3割程度の母親が既に読み聞かせをしているとのことでしたが、事業を開始したら8割程度の母親が読み聞かせをするようになったとのアンケート結果が出ました。また、検診の受診率が8割程度でしたが、現在は9割5分程度に変化しました。実際にアンケート結果は良好であり、さらに事業を拡大してほしいとの要望もあったので、平成19年には「ブックスタートプラス」事業を実施しました。この事業は、6

冊ある絵本の中から赤ちゃんが好きな絵本を1冊と、保護者の方が絵本を選ぶ際に手助けとなる「絵本ガイド」をプレゼントし、ブックスタート時のアンケート回収を行うものです。このほかにも各幼稚園に対して絵本をプレゼントしたり、読み聞かせボランティアを派遣したりしています。これらの事業に取り組むにあたって、本を大量に購入しましたが、NPOブックスタートから購入すると定価の8割5分程度で購入することができます。とはいっても、多額の費用がかかりましたが、子どもの読書を根ざさせるためには読み聞かせが必要だと分かっていたので、ブックスタートを実施しました。

そして、平成16年には市内小学校8校全校に、平成18年には市内中学校5校全校で道内初の学校司書を専任で配置しています。現在でも学校司書を配置しているのは道内では恵庭市ののみとなっています。

平成19年には図書館システムを更新し、市立図書館と学校図書館を連携させて一括で検索できるようにし、相互に予約や貸し出しができるようにしました。

平成25年には、これまでの読書推進活動の継続やしたくないとのボランティア等からの要望もあり、「恵庭市人とまちを育む読書条例」を施行しました。

そのほかに「図書館開館24時」事業として、年に1日のみ深夜0時まで開館し、好きなだけ読書ができる環境を整えたり、さまざまなイベントを開催したりしています。

また、「恵庭まちじゅう図書館」事業として、お店やカフェ、オフィスなどのちょっとしたスペースに、店長や経営者、スタッフのお気に入りの本を展示し、訪れた人に自由に読んでもらい、本を通じた会話を楽しむ図書館を経営しています。お店の1つひとつが図書館で、店長1人ひとりが館長として、本と出会い、人とふれあう交流型の図書館となっています。

以上です。

【質疑応答】

問 読書通帳のようなものがありますか？

答 メダルを作成している学校もあります。市では読書手帳を作成しており、本を読むたびにシールを貼っていくシステムになっています。

問 ブックスタートは国の政策ですか？

答 国の政策ではありません。すべての市町村で取り入れているわけでもありませんが、北海道内では現在、半分以上の市町村が取り入れています。しかし、本の渡し方などの取り組み方には市町村ごとに違いがあります。

問 ブックスタートに関する財政はどうなっていますか？

答 図書館の予算で、資料の印刷製本費や配布絵本費等を一人あたり1,600円くらいで算出しています。

問 ランニングコストはどれくらいですか？

答 昨年度から指定管理をしており、その額は1億3千万円程度となっています。
まちじゅう図書館は教育委員会の管轄であるなど、図書館事業全体については
管轄課が多岐にわたります。

問 指定管理は全国的なところに任せていますか？

答 プロポーザルを実施した結果、図書館流通センターの1社しか手が挙がりま
せんでしたが、全国シェア1位の会社です。

【吳市での展開の可能性】

吳市においてもブックスタートを導入したり、ボランティアが読み聞かせをし
たりして地道に取り組んでおられると思いますが、恵庭市はより活発に行っている
と思いました。「図書館開館24時」事業や「恵庭まちじゅう図書館」事業と
いった、市民の方々と一緒に本をより身近に、さらに手に取りやすくする
ための工夫がなされておりました。今後、吳市が更なる子どもの読書率上昇を目指すにあたって参考にすべき取り組みであると思います。

北海道札幌市

■調査項目

地域開放スポーツ施設について
オリンピアンズキャラバンについて

・調査対応者

札幌市スポーツ局スポーツ部企画事業課
札幌市スポーツ局スポーツ部企画事業課
札幌市スポーツ局スポーツ部企画事業課

山本 耕平 振興係長
渡部 堅 調査担当係長
谷藤 歩 調査担当係長

・調査期日

平成30年6月29日（金）午前9時30分～午前10時40分

・札幌市の概要

人口：1,961,225人
世帯数：946,010人

・調査目的

地域開放スポーツ施設が、吳市において導入できるのか。吳市民にとって役
に立つか。先進地の取り組みについての調査です。

オリンピアンズキャラバン事業が吳市のトップアスリート・指導者育成事業
に活かせるかについての調査です。

・調査内容

【札幌市からの説明】

オリンピアンズキャラバン事業について、札幌市スポーツ推進計画では3つの目標を掲げています。

目標1 スポーツを通じて市民、誰もが元気に

目標2 スポーツを通じて地域が元気に

目標3 スポーツを通じて「さっぽろ」が元気に

本事業は、目標2の施策3「トップスポーツやアスリートと身近にふれあう機会を増やします」及び施策10「地域のスポーツ活動の機会を充実させます」の中に国のスポーツ基本計画の組むべき施策を位置付けています。

事業の内容は、各団体が開催する事業の中で、アスリートの経験や体験などを話してもらったり、参加者との交流、体験会を行ったり、スポーツに興味・関心を持ってもらうために、オリンピアン等のトップアスリートの派遣を行うものです。そして、各団体から希望を募り、各競技団体等の協力を得ながらアスリートを確保し、スポーツ部企画事業課の直営事業として実施しています。

スポーツのすそ野を広げ、競技人口の拡大や観戦文化を醸成させるために、市民がトップスポーツをみることを積極的に推進するとともに、地域や学校で市民がトップスポーツチームやアスリートとふれあう機会を増やす努力をしており、現状、事業開始から毎年15件前後の申し込みがあり、事業参加人数は年々増加傾向にあります。事業を活用した地域や団体からは、内容の充実に加えイベントの集客にもつながり好評をいただいている、今後も申し込みが増えることが予想されます。

アスリート派遣については、「一般社団法人 A-bank 北海道」や「北海道オールオリンピアンズ」に協力してもらい、申し込み内容に合わせて市がアスリートを調整し、派遣しております。その際、申し込み団体からのアスリートの指定はできないこととしています。予算は年間2,000万円を確保しており、派遣アスリートの派遣料にあてられます。

今後の方向性として、幅広いニーズに対応できるようにすること、これまで以上の周知活動を行っていきたいと考えています。

地域開放スポーツ施設事業について、札幌市スポーツ推進計画に基づき、地域のスポーツ活動の充実を図るために、市内体育施設の運営や学校施設解放事業の実施等によりスポーツを行う場の確保に努めています。しかし、今後多くの施設が改修・更新の時期をむかえるにあたり、行政のみでは新たな施設整備を行うにも限界があり、これらの需要にすべて応じるのは困難な状況です。そのため、身近な地域においてスポーツ施設を確保するためには民間等の施設も活用していく必要があると考えています。これらをふまえ、土地・建物の所有者が自己の所有する土地・建物をスポーツ施設として整備し、地域に開放することで地域におけるスポーツ活動の機会を充実させることを目的としています。その際、長期にわたり施設を維持してもらう観点から、当制度の認定を受けた施設においては、公

共の施設と認められるだけの基準を満たした施設であるということになり、固定資産税及び都市計画税の減免申請を受けることとしています。

認定される施設は、地域におけるスポーツ振興を目的とする施設であり、7つの要件をすべて満たすものとしています。

- 1 機能、設備、形状等がスポーツ利用に適するよう整備されていること
- 2 利用する地域住民等の安全性が確保されていること
- 3 継続してスポーツ施設として活用されていること
- 4 常時無料で広く一般に開放されていること
- 5 町内会、体育振興会、区スポーツ推進委員会等が承認していること
- 6 自主的な運営管理が可能であること
- 7 関係法令に基づき適切に設置されていること

現在認定を受けている施設は、テニスコートの一件となっています。一度認定を受けたものは、今後継続申請していく必要はありませんが、最低でも年に一回は市が現地に行き、要件を満たしているかの確認をします。

以上です。

【質疑応答】

問 現在、地域開放スポーツ施設として認定を受けている施設は、テニスコートの一件のみですか？

答 一件だけです。募集はしていますが、自分の土地等を解放しないといけないので、なかなか要件を満たすのが難しいようです。

問 体育館のような建物の場合もメンテナンス費用は所有者負担になりますか？

答 基本的な原則として、自分で整備したものを開放するので所有者負担になります。

問 開放施設に何らかの支障が生じた場合も所有者が対応するのですか？

答 そうなります。

問 固定資産税の減免とは具体的にどれくらいですか？

答 開放している部分の面積を割り出し、減免します。施設として開放している部分は全額減免しています。

問 スポーツ施設として開放してくれる所有者のあてはありましたか？

答 現在認定しているテニスコートについては、元々開放していたものをあとから認定しています。今後は企業等が開放していただけることを期待してはいますが、これといったあてはありません。

問 企業は地域開放スポーツ施設事業にあてはまる土地や施設をたくさん所有しているのではないですか？

答 現在、考え得る一番厳しい条件設定をしているので難しいようです。また、企業が所有している土地や施設は、企業が優先的に使うことが多いので、「常時無料で広く一般に開放されていること」の条件に反するので認定できません。

問 認定要件7項目を見直す予定はありますか？

答 現在、条件設定を厳しくしているので、今後要望があれば条件の緩和について検討していく可能性はあります。

問 施設使用者が怪我をしたら誰の責任になるのか、メンテナンス費用は所有者負担なのにそこまで整備しないといけないのか、それらをふまえた上で固定資産税の減免になるのが本当に所有者にとっていいことなのか、どのように考えていますか。

答 開放しようと所有者が考えているものを減免しようというのが、当事業の始まりなので、減免のことについては今後検討していくことになると思います。

問 今後、開放施設数を増やすために、備品のメンテナンス費用の補助等は考えていますか？

答 税金の減免もしくは補助金の支給が考えられる手段が考えられましたが、両方を採用することは一般的にはできないこともあります。予算の都合上、減免することを選択しています。

問 オリンピアンズキャラバンでは、札幌市在住のアスリートのみの派遣となりますか？

答 実績としては、北海道内や本州からの派遣もあるので、予定や予算の都合があえば、さまざまな場所からの派遣が可能です。

問 派遣アスリートの交通費は実費ですか？

答 市の基準に基づく最低運賃を実費で支給します。

問 市からアスリートを派遣数と、団体からアスリートの派遣要請数ではどちらが多いですか？

答 現在は団体からの要請数の方が多いです。

問 大学生のトップチームとの連携は考えなかったのですか？

答 今後、検討していくと考えています。

問 トップアスリートの指導は専門的すぎて伝わりにくいということはありませんか？

答 考えてはいますが、現役の大学アスリートも時間の確保が難しいようです。大学生と連携できればとは考えていますが、一回のみでなく、複数回の継続事業とすると難しいです。

【呉市での展開の可能性】

オリンピアンズキャラバン事業は、呉市での大学生との連携事業の参考にできると思いました。市民のスポーツへの興味・関心という観点でみれば、オリンピアン等に協力してもらう方が集客率も上がるため、効果的であると感じました。呉市でも取り入れることにより、呉市でスポーツ活動に取り組み、最終的には呉市に指導者として戻ってくるという好循環を生み出せる可能性があると思います。しかし、継続な指導となると、スケジュール調整が困難なため、近くに住むアスリートとの連携も大切であると感じました。

地域開放スポーツ施設事業は開始して間もない事業のため、現在の開放施設は一件のみでしたが、呉市においても市民にスポーツを身近なものであると捉えてもらうために、検討する価値はあると思いました。その際には、土地・建物の所有者、利用者、認定をする行政の三者が気持ちよく運営できるような条件作りが大切であると感じました。そうすることで、使用されていない土地・建物を有効活用できると思います。